

地下水の飲用自粛のお願い

木崎、田畑、大野原、大野原中央および息栖地区の皆さまへ

当該地区は、2003年3月に有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸(DPAA)による地下水汚染が確認され、現在も環境省による地下水のモニタリングが継続されています。

モニタリングの結果は、おおむね横ばいあるいは改善の傾向にありますが、地図に示す範囲では、現在もDPAAが検出される場所があり、降雨などの影響によっては残留物が流れ出ることも考えられます。このため、当該地区にお住まいの方は、地下水の飲用を自粛し、上水道に加入することをおすすめします。

●井戸水の飲用について

県潮来保健所 TEL0299-66-2116
県生活衛生課 TEL029-301-3414

●水質検査について

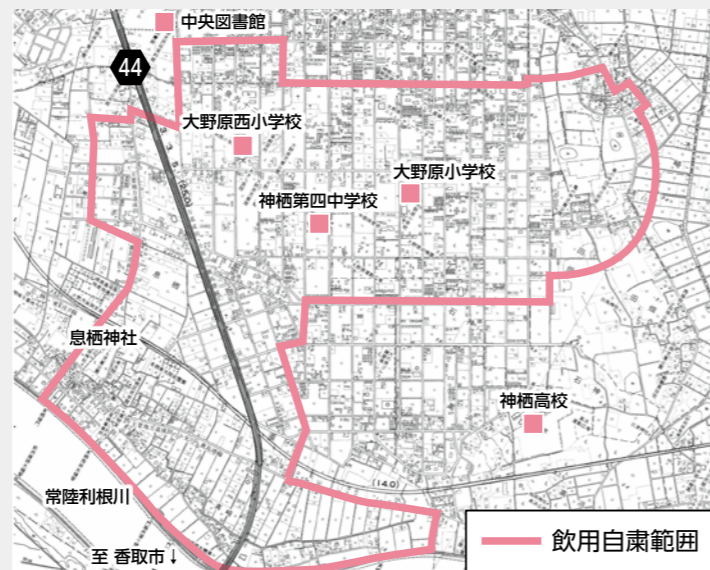
市環境課 TEL0299-90-1146

●上水道への加入について

市水道課 TEL0299-90-1164

●地下水調査について

県環境対策課 TEL029-301-2966
環境省環境リスク評価室 TEL03-5521-8262



農業用廃プラスチック収集

農林課 TEL0299-90-1008

神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会

農業用廃プラスチックは産業廃棄物ですので、処分をする際は産業廃棄物排出事業者の登録が必要です。神栖市農業用廃プラスチック収集対策協議会では、事業者の皆さんから委任を受け、適正処理の支援を行なっています。以下の内容をご確認の上、事前登録手続きをお願いします。

処分前の事前登録をお願いします。(波崎地区)

登録方法

受付場所=JAなめがたしおさい 波崎宮農経済センター

受付日時=9月13日(水) 午前9時~正午

農協会員の方は部会で登録手続きをお願いします。

※神栖地区で登録を希望する方は農林課へお問い合わせください

持ち物=1,000円(年間登録料) ※登録手続きの際にご持参ください



処理料金(100円未満切り上げ)

- リサイクル用廃ビニール 35円/kg
- リサイクル用廃ポリエチレン 50円/kg
- 産業廃棄物(プラスチック) 210円/kg

波崎地区

収集場所 JAなめがたしおさい波崎出荷場(太田1888-53)

収集場所が
変更となりました

品目	収集日	収集時間
リサイクル用	廃ビニール	10月24日(火)、2024年2月27日(火)
	廃ポリエチレン	10月31日(火)、2024年3月5日(火)
産業廃棄物 ※農業容器は不可	2024年3月12日(火)	午前8時30分~11時

下水道設備の維持管理

下水道課 TEL0299-90-1157

公共下水道に接続されている排水設備の維持管理(点検や清掃など)をお願いします。近年、管理を怠り下水道本管を詰まらせ、近隣住民に多大な影響を及ぼす事案が多発しています。特に、グリーストラップなど阻集器を設置している飲食店などは、定期的な清掃をお願いします。

グリーストラップ清掃のお願い

グリーストラップの清掃例

飲食店や大規模な食堂のある施設、食品加工業の工場などでは、調理後に発生する油脂を下水道に流さないための「グリーストラップ(阻集器)」の設置が義務付けられています。近年、グリーストラップの清掃を怠ったために、排水設備(宅内配管)や下水道本管を詰まらせてしまい、下水道が使用できなくなってしまう事例が多発しています。

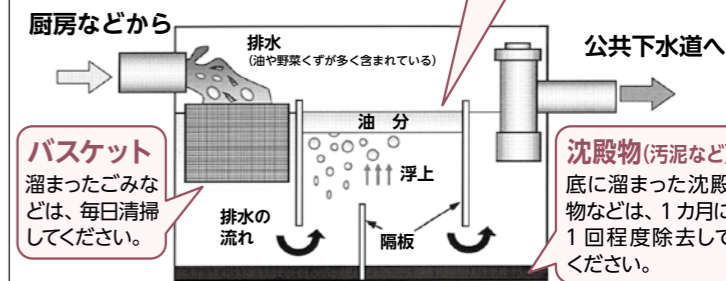
特に下水道本管を詰まらせてしまうと、原因者の建物だけでなく、付近一帯の下水道がすべて使えなくなってしまうことがあり、多大な迷惑をかけてしまいます。

グリーストラップを設置されている方は、定期的な点検や掃除を行なうなど、適正な管理に努めましょう。

※詳しくは、お使いのグリーストラップ説明書および仕様書をご覧ください

断面図：
グリーストラップを
横から見た図

油分
水面に浮上した油分やごみは、週に1回程度(多い場合は毎日)除去してください。溜めると不衛生になります。



バスケット
溜まったごみなどは、毎日清掃してください。

沈殿物(汚泥など)
底に溜まった沈殿物などは、1カ月に1回程度除去してください。

「すぐに油でいっぱいになってしまう」という方は、グリーストラップの容量自体が、お店の規模に合っていないのかもしれない。排水量に合わせたグリーストラップに交換することもご検討ください。



清掃を怠っていると...

- 油脂は放置していると、悪臭の原因だけでなく、衛生害虫の発生にもつながります。飲食店などでは特に問題となる可能性がありますので、留意してください
- 油脂流出の疑いがある場合は、下水道の機能を保全するため、市職員が建築物に立ち入り、グリーストラップを含めた排水設備の検査および指導を行なうことがあります
- 公共の下水道施設を詰まらせ、または破損させたときは、当該事業者に対しその清掃または修理に係る費用の全部または一部を請求する場合があります。また、下水道法第45条に定められた懲役または罰金に処せられる可能性があります